

「災害時において、議会運営委員会を開催できない場合の対応」案

(先例事例集に盛り込む内容)

市災害対策本部及び市議会災害対策会議が設置されている期間においては、災害の影響等のため、議会日程等を変更する必要がある、議会運営委員会を開催することが出来ないと議長が判断する場合、議長は、議会運営委員会の委員長をはじめ、各委員に可能な限りの手段を尽くして、その意向を確認した上で、議会日程等の変更を決定する。

ただし、この決定をする場合においては、各委員に連絡が取れない場合、議長は、その委員が所属する会派の少なくとも1名の議員に連絡を取ることとする。

なお、この場合は、その後に開催される議会運営委員会で、その理由等について報告する。